

(資料 4)

カナダからのバイソン肉等の輸入再開について

2026 年 8 月 3 日
消費・安全局 動物衛生課

I. 背景

1. 2003 年、カナダにおける牛海綿状脳症（BSE）発生を受け、我が国は同国からの牛（バイソンを含む）、めん山羊、それらの動物由来の肉、肉製品等の輸入停止措置を講じた。
2. 食品安全委員会によるリスク評価を経て、2005 年 12 月に 20 ヶ月齢以下の牛由来であること等を条件に牛肉及び牛肉製品（以下「牛肉等」とする）の輸入を再開したが、牛の定義を *Bos taurus* 及び *Bos indicus* に限定し家畜衛生条件を締結したため、バイソン（*Bison bison*）の肉及び肉製品（以下「バイソン肉等」とする）については輸入再開の対象とはならなかった。
3. その後、カナダからバイソン肉の輸出再開要請を受け、その取扱いについて、厚生労働省（公衆衛生の観点）及び農林水産省（家畜衛生の観点）において検討を行っていたところ。

II. 対応について

1. バイソンについては、BSE プリオンに対する感受性は否定できないものの、牛を超えるリスクは確認されていない。そのため、牛と同等の管理措置が行われていることが確認できれば、牛肉等と同じ輸入条件を適用した上でバイソン肉等の輸入を再開しても、我が国への BSE 侵入リスクが増大することはないと考えられる。
2. カナダについては、これまでの当局との質問票のやり取り等を通じ、バイソンも牛と同様に飼料規制の対象となっていること、そして、仮にバイソンにおいて BSE を疑う症例が確認された際は通報が義務付けられていることを確認している。
3. 以上を踏まえ、カナダから輸入されるバイソン肉等については、同国から輸入される牛肉等と同じ家畜衛生条件を適用することとする。なお、食品安全の観点においては、厚生労働省が牛肉等と同等の管理措置を求める方向で、別途、カナダ当局と協議を行っている。今後、当局間で事務的な協議を行い、厚生労働省及び農林水産省の求める輸入条件についてそれぞれ合意した段階で、輸入が再開されることとなる。
4. なお、今後、バイソン肉等の輸出再開要請があった BSE 発生国については、カナダと同様に、牛及び牛肉等と同等の管理が行われることを個別に確認の上、輸入再開手続きを行う。